

令和元年6月28日執行 制限付き一般競争入札に関する留意事項

東総広域水道企業団総務課

- 1 入札日時及び場所は次のとおりである。入札参加資格者は入札の20分前までに入札場所に集合すること。なお、「**一般競争入札参加資格証**」を必ず持参すること。

工 事 名	入 札 日 時	入札場所及び開札場所
中央監視制御設備(浄水及び送水ポンプ設備)等更新工事	令和元年6月28日(金) 午後1時30分	東総広域水道企業団2階会議室

- 2 代理人による場合は、入札前に委任状を提出すること。
- 3 入札書は、工事名、工事場所、入札期日、提出先（東総広域水道企業団企業長 越川 信一）及び入札参加者住所、氏名等を記載した封筒に封入すること。
- 4 入札書は、総金額をもって記入し、金額の頭初を「¥」で止めること。
- 5 **第1回の入札に際し、工事費内訳書を必ず提出（入札書と併せて封筒に封入）すること。**また、工事費内訳書は指定様式を使用することとし、工事費内訳書の合計金額と入札書の金額が一致しないときは失格とする。

なお、工事費内訳書は、参考資料として提出を求めるものであるが、提出しない場合には、入札を無効とする。

- 6 落札者の決定

- (1) **落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。**
- (2) 落札者は、予定価格と最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。
- (3) 最低制限価格を下回る入札は無効とする。
- (4) 落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」をもって落札者を決定する。
- (5) 前号の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代って入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (6) 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格と最低制限価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、再度入札の回数は、1回とする。
- (7) 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者とする。なお、入札が無効になった者は、再度入札に参加できないも

のとする。なお、再度入札に付しても落札者が決定しないときは、最低価格の入札者から見積書を徴取することとし、見積回数は3回を限度とする。ただし、最低価格の入札者が随意契約を希望しない場合は、この限りではない。

7 入札参加資格が有り入札を希望しない場合には、参加しないことができるので、入札辞退届を総務課に提出すること。

8 入札の無効等

入札公告に示した入札参加者として必要な資格のない者又は虚偽の申請を行った者のした入札若しくは入札約款等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

9 契約保証金

落札者は、契約締結に当たり契約金額の100分の30以上の額の契約保証がなされていることが証明される次の(1)から(6)までのいずれかの書類を提出すること。

- (1) 金融機関の「保証証書」
- (2) 保証事業会社の「保証証書」
- (3) 保険会社の「公共工事履行保証証券（履行ボンド）」
- (4) 保険会社の「履行保証保険証券」
- (5) 「歳入歳出外現金納入通知書・領収証書」
- (6) 有価証券の「保管証書」

10 契約締結時期

(1) 落札者は、落札者の決定の日から7日以内に契約を締結しなければならない。

11 その他

- (1) 資格審査確認資料作成説明会及び現場説明会は、開催しない。
- (2) 資格審査確認資料のヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (3) 提出された資格審査確認資料は、返却しないものとするが、公表し、又は無断で使用することはしない。
- (4) 工期は、事情により変更することがある。
- (5) 入札参加者は、入札約款及び契約書案を熟読し、入札の心得を遵守すること。
- (6) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」の対象工事である。
- (7) 落札者は、資格審査確認資料に記載した配置予定の技術者を本工事の現場に専任で配置すること。
- (8) 資格審査確認資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

12 問い合わせ先

〒289-0602 千葉県香取郡東庄町笹川ろ1番地

東総広域水道企業団総務課

電話 0478(86)3821

FAX 0478(86)3823